

HT25169 【プログラム名】模擬法廷に来て裁判を体験してみましょう



開催日：平成25年8月4日(日)  
実施機関：立命館大学衣笠キャンパス(末  
(実施場所) 川記念会館講義室、敬学館)  
実施代表者：山崎優子  
(所属・職名) (立命館グローバル・イノベー  
ション研究機構・専門研究員)  
受講生：中学生18名  
関連URL：

【実施内容】実施内容は下記のとおりです。

【受講生に分かりやすく研究成果を伝えるために、また受講生に自ら活発な活動をさせるためにプログラムを留意、工夫した点】

本プログラムの目的は、科研費を使用して実施した、法と心理学研究の成果「刑事裁判に必要な知識について理解、納得することが妥当な判決を導き出すのに必要であること」について、理解してもらうことであった。そこで、刑事裁判に必要な知識を理解するための講義受講 得られた知識を実際に活用する体験 具体的な研究成果についての説明 の順で、プログラムに参加してもらうことを計画した。

は、元裁判官で現在弁護士として活躍の木谷先生の講義「刑事裁判のしくみ」から、刑事裁判で必要とされる基本的な刑事訴訟法について学び、理解してもらうようにした。

は、上記の知識の重要性について、模擬裁判に裁判員として参加することを通して、理解を深めてもらうようにした。模擬裁判では、大学院生らが演じる殺人事件についての公判劇を観た後に、受講生は3つのグループに分かれ、被告人が有罪か無罪かについての評議を行った。各評議体は、裁判員として参加した受講生6人と、裁判官役の法の実務家及び研究員3人で構成された。評議の進行方法を法の実務家の先生方に一任したところ、2つのグループで、付箋紙法(受講生が各自の意見を付箋紙に記入し、裁判官役がその内容を整理しながら、評議を進行する)が採用された。昼食時や移動時にグループ別に行動してもらったため、評議は打ち解けた雰囲気で行われた。評議結果の報告は、各グループ代表の受講生が行い、法の実務家の先生が補足説明を行った。中学生にとって、模擬裁判の内容は難解だと思われたが、どのグループも判決について多角的に考え、評議結果の報告も的確で堂々と素晴らしいものであった。先生方からは、受講生の理解の早さ、思考の素晴らしさに対して感嘆の声が聞かれた。

は、上記 と の内容を振り返った後に、研究成果「刑事裁判で妥当な判断を下すためには、刑事訴訟法に関する知識に加え、目撃証言に関する心理学的知識が必要となることもあるが、これらの知識に基づいて司法判断を下すためには、知識を納得したうえで理解することが重要であること」について、実証的データを示して説明を行った。

アンケートで受講生全員から「とてもわかりやすかった」、「わかりやすかった」と回答が得られたのは、木谷明先生がご講義で、身近な例を挙げてわかりやすく説明してくださったこと、各グループに裁判官役としてご協力いただいた法の実務家の先生方が、受講生が発言しやすい雰囲気づくってくださったこと、丁寧に裁判の争点を説明され、評議の進行方法を工夫された結果と考える。

本プログラムには、弁護士および法学部教員の先生方6名(木谷明先生(新東京総合法律事務所)、福井厚先生(京都女子大学)、小原健司先生(京都弁護士会)、吉井匠先生(香川大学)、松倉治代先生(大阪市立大学)、高田沙織先生(京都弁護士会))にご協力いただいた。また、小原健司先生には、代表者が作成した公判劇シナリオのチェックをお願いした。

【当日のスケジュール】

10:30～10:55 開講式(あいさつ、オリエンテーション、科研費の説明)  
10:55～11:10 模擬法廷の見学(吉井匠先生(香川大学)による説明)  
11:15～12:00 元裁判官 木谷明先生の講義「刑事裁判のしくみ」受講  
12:00～13:00 昼食タイム  
13:00～14:20 公判劇に裁判員として参加  
14:20～15:40 3つのグループに分かれて有罪か無罪かについての評議  
15:40～16:10 おやつタイム、評議結果報告の準備  
16:10～16:40 各グループの代表による評議の結果発表、法の実務家からのコメント  
16:40～17:10 修了式(アンケート記入、未来博士号授与、記念撮影)  
17:10 解散

【実施の様子】

上記の写真は、1グループが評議結果を発表する様子である。このグループでは、付箋紙法が採用された。受講生が各自の意見を記入した付箋紙が模造紙上に貼られ、その内容にもとづいて、評議が進行された様子がうかがえる。

【事務局との協働体制】

近隣の複数の中学校に直接訪問し、本プログラムについての参加を呼び掛けるなどの広報活動、参加申し込み受付、参加者に送付する書類作成および書類送付、経理を含む事務手続き等、事務局には全面的に協力いただいた。

【広報活動】

京都市教育委員会から、京都市内の中学校に本プログラムの案内をメールでお知らせいただいた。また、事務局の協力のもと、チラシを市内の中学校および図書館に配布するのに加え、大学および所属機関のHP上に本プログラムの案内を掲載するなどの広報を行った。

【安全配慮】

緊急事態の確認に加え、担当のスタッフが常に受講生と行動を共にするなど安全に配慮した。

【今後の発展性、課題】

本プログラムについては、法の実務家から継続を望む声が多く、今後も法教育の一貫として、定期的を実施していきたいと考える。また、今後は中学生に限定せず、小中高生を対象として、その学年に応じた内容を検討したい。時間と予算が計画よりもオーバーしたことは、今後の課題である。

佐藤達哉 文学部・教授  
稲葉光行 政策科学部・教授

【実施協力者】 19 名

【事務担当者】

斉藤富一 研究部 リサーチオフィス(衣笠)  
八木さやか 研究部 リサーチオフィス(衣笠)